

環境影響評価審査書

105 横須賀流通業務拠点基盤整備事業

I 総括事項

横須賀流通業務拠点基盤整備事業（以下「本件事業」という。）は、西武鉄道株式会社が、横須賀市山中町128番1ほかの50.58ヘクタールの土地において、横須賀市の「横須賀市流通業務拠点整備基本方針（平成7年7月）」等に基づく計画誘導を受け、主に市内の流通業務関連事業者の集約移転の受け皿として、三浦半島全域における物流活動、流通業務の地域拠点及び地区内就業者用の住宅地を整備しようとするものである。

実施区域は、横須賀市の中心部から南西に約1.5キロメートルに位置し、東側は県立塚山公園を介して市街地と接しており、西側は横浜横須賀道路横須賀インターチェンジと隣接している。また、区域内には、横須賀市街地から県立塚山公園を経て大楠山へ至るハイキングコースが存在している。

当区域は、三浦半島を横断する緑豊かな二子山軸の東端に位置し、下山川水系の源流部を構成する沢・谷戸が存在している。また、県内では三浦半島にのみ生息するトウキョウサンショウウオの有数な生息地となっているほか、ホタル等の注目すべき生物も確認されている。

県では、当区域がこのような豊かな自然環境を有していることを考慮し、必要な環境保全策等について、平成12年5月23日に環境影響予測評価書案の提出を受けて以来、慎重に審査を行った。

本件事業の実施に当たっては、次の基本的視点に十分配慮し、実施区域及びその周辺地域の環境への影響を軽減するため、最大限の環境保全対策を講じるとともに、供用開始後においても、引き続き環境の保全に努める必要がある。

○ 多様な生物の生息環境の保全方策を十分検討し、確実に実施する必要がある。

○ 保全を図る生物生息環境について、綿密な維持管理計画を策定し実施するとともに、計画に沿ったモニタリングを行う必要がある。

○ 実施区域内に存在する石畳道については、レクリエーション資源としての機能を確保するよう検討する必要がある。

○ 建設機械の稼働による排出ガス、降雨時の濁水発生等、工事中における影響を低減するよう配慮する必要がある。

基本的な視点は以上のとおりであるが、本件事業の環境影響予測評価書案に係る各評価項目等についての個別的な審査結果は、次のとおりである。

事業者は、環境影響予測評価書の作成に当たっては、これらの内容を十分に踏まえ、適切な対応を図る必要がある。

II 個別事項

1 水質汚濁

(1) 仮設沈砂池容量の設定等について

集水域ごとに設ける仮設沈砂池は、60mm/日の降雨に対応する濁水を全量貯留する計画としているが、日降雨量の設定根拠の妥当性を明らかにするとともに、想定される連続降雨量も考慮して仮設沈砂池の容量を検討すること。

(2) 造成工事中の濁水の管理方法等について

造成工事中の濁水対策は、濁水の管理基準値及び濁水濃度の把握方法を含めた適切な管理方法を検討すること。

また、多降雨時における濁水の緊急的な対策として使用を計画している凝集剤の種類、使用量及び投入の方法を明らかにすること。

2 植物・動物・生態系

(1) 植物相の調査等について

①～④の沢・谷戸部の詳細な現存植生図を示すこと。また、実施区域内の大径木の分布状況を明らかにし、その保全対策を検討すること。

(2) 自然緑地の保全について

4つの沢・谷戸部の自然度を総合的に比較検討し、植物、動物、水生生物の現況や、それらの種が生息する地形の状況を踏まえ、生態系の視点から自然緑地等の保全について配慮すること。

(3) 食物連鎖構造、生態系の予測について

生物相互の関わりに着目して、食物連鎖構造を明らかにすること。

また、生態系ユニットについて、生態系の全体性・連続性を踏まえ再検討し、食物連鎖構造等の変化を予測すること。

(4) 注目すべき種の保全対策について 注目すべき種を保全するため、それぞれの生物の生態等に配慮した保全対策を実施するとしているが、その具体的な内容を明らかにすること。

(5) 生物生息環境の保全・創出の内容

ア 保全する④の谷戸部の環境について

④の谷戸部に湿性環境を確保し、多様な生物が生息できる環境を保全・創出するため、適度な水量を確保するとしているが、その水量を明らかにするとともに集水方法の具体策を検討すること。

イ 1号調整池を活用した生息環境の創出について

③の沢に設置する1号調整池及びその周辺地域をトウキョウサンショウウオの新たな生息環境として創出するとともに、ホタルやトンボ類をはじめとする様々な生物の生息にも配慮した環境を創り出すとしているが、創出する空間が「各種の存続」に十分な生息環境を有したものとなるよう、「河川源流部の創出」に着目して検討すること。

また、調整池内を活用した生息環境のため、路面排水が流入することとなるが、生態池等の構造を再検討したうえで路面排水が湿性環境に与える影響を明らかにすること。

(6) 保全・創出するとした環境の監視、維持管理計画について

保全するとした①の沢及び④の谷戸部並びに創出するとした③の沢の1号調整池内の生態池に、トウキョウサンショウウオ等が定着するまでの監視計画及びその後の維持管理計画を周辺樹林地を含めて検討すること。

3 レクリエーション資源

消失する石畳道の代償措置として、緑地内の新設歩道と公園内歩道を整備することとしているが、ハイキングコースの機能を確保する観点から、代償措置としての妥当性について明らかにすること。

4 その他

(1) 工事中における配慮について

建設機械の稼働及び工事用車両等の運行に伴う排出ガスが周辺地域の環境へ与える影響を低減させるための

配慮をすること。

(2) 公園内調整池の維持管理について

1号公園及び2号公園の調整池は、水辺空間を活かした多目的調整池として、公園と一体的に整備を図っているが、非降雨時における湿性環境を維持するための水量確保の方法を含めた維持管理計画を明らかにすること。

(3) 事後調査について

選定した事後調査項目のうち、植物・動物・生態系の事後調査地点については、公園・緑地計画を基に選定するとしているが、植物・動物・水生生物（魚類、底生生物）ごとにその調査地点を具体的に明らかにすること。